

特定随意契約による役務の提供について（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年3月14日

奈良県中和公園事務所長 岡 憲司

1 契約する内容

(1) 役務の名称

馬見丘陵公園 花壇植栽管理業務（前期）委託

(2) 役務の規格・数量等

馬見丘陵公園内馬見花苑、ダリア園周辺及びカリヨンの丘等において、花壇の植栽維持管理とこれらに関連する次の業務を行う。

① 花壇の植栽維持管理

- ・チューリップ等の管理（巡回管理、球根掘上げ等）
- ・夏秋期花壇および夏秋咲き草花（ヒマワリ、サルビア、コスモス等）の植栽維持管理に関する業務

② 花壇管理に必要な資材の調達

- ・花壇苗、種子、肥料等

※詳細については、「花壇植栽管理業務（前期）委託仕様書」のとおり

【上記仕様書は見積提出期限まで中和公園事務所において公表します。】

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日まで

2 契約相手方の選考基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月27日(月) 16時まで

(2) 提出方法

郵送(提出期限必着)もしくは持参

(3) 提出先

住 所：〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田2202

宛 名：奈良県中和公園事務所長

(4) その他

- ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ. 記名押印を欠く見積書
 - ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ. 価格を加除訂正した見積書
 - オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ. ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する部局

奈良県中和公園事務所 公園課

住 所：奈良県北葛城郡河合町佐味田2202

電 話：0745-56-3851

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 公契約条例に関する留意事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8 その他

本契約は、令和5年度奈良県予算の成立を前提としており、本契約に係る予算が成立しない場合は、手続きの停止等の措置を行う場合があります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

以上

花壇植栽管理業務（前期）委託仕様書

この仕様書は奈良県中和公園事務所所長（以下「甲」という。）と、当業務受託者（以下「乙」という。）が締結した花壇植栽管理業務（前期）委託契約書に基づき行う業務について定めるものである。

1 業務

乙は、甲と打合せを行い、馬見丘陵公園内馬見花苑、ダリア園周辺及びカリヨンの丘等において、花壇の植栽維持管理とこれらに関連する次の業務を行う。

（1）花壇の植栽維持管理【表1】

- ① チューリップ等の管理（巡回管理、球根掘上げ等）
- ② 夏秋期花壇および夏秋咲き草花（ヒマワリ、サルビア、コスモス等）の植栽維持管理に関する業務

（2）花壇管理に必要な資材の調達【表2】

- ① 花壇苗（サルビア、コキア、コスモス等草花）
- ② 種子（ヒマワリ等）
- ③ 肥料等（エコロング 413、粒状苦土石灰、バーク堆肥等）

2 その他

- （1）乙は、業務に支障がないよう甲との打合せ及び連絡調整を行い、当業務の作業工程を管理する責任者を配置すること。また、作業の実施状況を業務日誌により甲に報告すること。
- （2）乙が業務を行う際、甲が既に所有している機器については甲の承認を得て使用できるものとする。
- （3）園内での作業車両の使用に際しては、「作業中」看板をフロントに掲示し、最徐行での走行を厳守すること。
- （4）業務を遂行するにあたっては、来園者の安全を確保し、来園者を最優先した業務手法とすること。

表1 花壇等の植栽維持管理

業務名	作業名	業務内容	面積 (㎡)	回数
1 春花壇の管理 (ダリア園内 398 ㎡、スイセン等残置花壇 94 ㎡含む)				
	チューリップ等の管理	巡回管理 (4月)	5,896	1
		球根掘上げ	5,802	1
2 夏花植付花壇の管理 5,404 ㎡				
	花苗植付等の管理	地拵え、施肥 (5月)	3,872	1
		植付け (6月)	3,872	1
	ヒマワリ播種等の管理	地拵え、施肥 (5月)	1,532	1
		播種 (6月)	1,532	1
3 秋花植付花壇の管理 2,219 ㎡				
	花苗植付等の管理	地拵え、施肥 (8月)	1,268	1
		植付け (9月)		1
	播種等 (コスモス、アカソバ) の管理	地拵え、施肥 (8月)	951	1
		播種等 (8~9月)		1
4 夏秋花壇の管理 5,498 ㎡ (スイセン等残置花壇 94 ㎡含む)				
	夏秋草花の管理	巡回管理 (6~10月)	5,498	5
5 バックヤード管理				
	バックヤード管理	育苗管理等 4~10月	153	14

表2 花壇の植栽維持管理に必要な資材

1.夏花壇

資材名	数量	備考
夏花苗		
マリーゴールド		
イエロー	2,320 株	16 株/m ²
オレンジ	2,320 株	〃
アングロニア		
パープル	1,000 株	16 株/m ²
ピンク	2,280 株	〃
ホワイト	1,560 株	〃
サルビア・ファリナセア		
ビクトリアブルー	3,640 株	16 株/m ²
ストラータ	520 株	〃
サルビア・スプレンドゥス		
ホワイト	560 株	16 株/m ²
レッド	1,680 株	〃
ローズ	840 株	〃
コキア		
オータムビューティー	4,080 株	1.7 株/m ²
ビンカ		
桃色系	1,400 株	16 株/m ²
白色系	1,160 株	
赤色系	1,840 株	〃
サルビア・コクネシア		
レッド	1,360 株	16 株/m ²
ピンク	1,080 株	〃
ホワイト	680 株	〃

ヒマワリ サンフィニティー	11 トレイ	128 穴セル苗 2 株/m ²
サマーサンリッチオレンジ 45	2 トレイ	200 穴セル苗 11 株/m ²
サマーサンリッチパイン 45	2 トレイ	〃
サンリッチオレンジ 50	7 トレイ	〃
サンリッチバレンシア 50	9 トレイ	〃
サンリッチマンゴー50	12 トレイ	〃
サンリッチマロン LD	2 トレイ	〃
サンリッチライチ LD	2 トレイ	〃
夏花種子 ヒマワリ		
サンリッチ UP オレンジ	2 袋 (1,000 粒)	22 粒/m ²
サンリッチ UP フレッシュレモン	2 袋 (1,000 粒)	〃
サンタスティックイエロー	1 袋 (1,000 粒)	〃
サンタスティックファイアー	1 袋 (1,000 粒)	〃
パチノゴールド	3 袋 (1,000 粒)	〃
肥料 5,404 m ² エコロング 413 (140 日)	48 袋(10kg 入)	元肥 (100g/m ²) ただしコキアは、 ・80g/m ² (北及びカリヨン C,D 区画 1,563 m ²)、 ・60g/m ² (カリヨン A,B 区画 810 m ²) とする
粒状苦土石灰	14 袋(20kg 入)	元肥 (50g/m ²)
バーク堆肥	541 袋(40ℓ入)	4ℓ/m ²
農薬 2,373 m ² (コキア植付け面積) ユニフォーム粒剤	15 袋 (3kg 入)	18 g/m ²

2.秋花壇

資材名	数量	備考
秋花苗		
キバナコスモス		
コスミックイエロー	3,400 株	25 株/m ²
コスミックオレンジ	3,080 株	〃
コスモス		
ソナタ カーマイン	2,600 株	25 株/m ²
ソナタ ピンク	1,320 株	〃
ソナタ ホワイト	880 株	〃
サルビア・スプレンドENS		
パープル	3,760 株	25 株/m ²
ホワイト	2,880 株	〃
レッド	9,960 株	〃
ローズ	920 株	〃
ジニア・ザハラ		
イエローインブ	800 株	25 株/m ²
ホワイトインブ	520 株	〃
ダブルファイア	640 株	〃
ダブルストロベリー	1,160 株	〃
コスモス センセーションミックス	48 トレイ	200 穴セル苗 25 株/m ²
秋花種子		
赤ソバ 赤嶺ルビー	3 kg	6 g/m ²
コスモス		
ソナタプレミアムミックス	16 袋(1000 粒)	90 粒/m ²
肥料 2,219 m ²		
エコロング 413 (70 日)	23 袋(10kg 入)	元肥 (100g/m ²)
バーク堆肥	222 袋(400入)	40/m ²

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。